

## 食品安全委員会（第669回会合）議事概要

日 時:平成29年10月17日（火） 14:00～15:03

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者:報道0名、行政機関4名、一般3名

### 議事概要

#### (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 1品目  
デスメディファム

→厚生労働省から説明。

本件について、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨をリスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品 2品目  
チモール  
チモールを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤（チモバール）

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件について、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

#### (2) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について ・「シペルメトリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

#### (3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「[モノ,ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入る

こととし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシMZIR098系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「シアゾファミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「シアノホス (CYAP)」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピフルブミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メタラキシル及びメフェノキサム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「シアゾファミドの一日摂取許容量 (ADI) を0.17 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」

「シアノホスの一日摂取許容量 (ADI) を0.001 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.01 mg/kg 体重と設定する。」

「ピフルブミドの一日摂取許容量 (ADI) を0.0073 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.09 mg/kg 体重と設定する。」

「メタラキシル及びメフェノキサムの一日摂取許容量 (ADI) を0.08 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.5 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。